（様式第２号）（第４条関係）

公共基準点使用包括承認書

津市河辺町３５４７番地２
三重県土地家屋調査士会　会長　川井一浩　　様

亀山市公共基準点等の使用について、亀山市公共基準点管理要綱運用基準第４条第１項の規定により、下記のとおり包括承認します。

使用目的		地積測量図などの作成のための測量
使用期間		２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日まで
測量地域		亀山市域
使用する公共基準点等		亀山市が管理する公共基準点 （使用時点で公共基準点として取扱われている点に限る）
測量方法		ＧＰＳ測量、トータルステーションほか必要な精度の確保可能な測量方法による。
測量作業機関	氏　名	包括承認申請を行った機関に属する者が公共基準点等を使用する場合は、公共基準点使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えることとする

承認条件

１．　別紙公共基準点使用条件を遵守すること。
２．　別添の公共基準点使用報告書を用いて関係公共基準点の状況を報告すること。

亀土第０１－１１８１号
令和８年２月２５日

亀山市
亀山市長　　櫻　井　義　之

担当連絡先	亀山市 建設部 土木課 用地グループ TEL 0595-84-5045

公 共 基 準 点 使 用 条 件

1　公共基準点の使用に当たっては、使用者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。

2　施設内の立入りは、日曜祝日を除く午前９時から午後５時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。

3　使用者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。

4　使用に当たっては公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。

5　基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で機能回復すること。

6　使用者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し市長に提出すること。

（１）基準点現況報告書
（２）精度管理表
（３）成果表、網図の写しなど